

Monthly Note

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- ▶ 2018年新年を迎えて 理事長 神津 里季生 ——— 1
- ▶ 退職準備教育研修会/
コーディネーター養成講座開催報告 ——— 2
- ▶ 国際連帯活動としてバングラデシュ・
モンゴルからの訪問団を受け入れました ——— 2
- ▶ 全労済協会ホームページ新規掲載のご案内 ——— 2
- ▶ 全労済協会からのお知らせ ——— 2
● 当協会への電話でのお問い合わせについて
● 当面のスケジュール
- ▶ コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険(53) — 3
「働き方改革と副業について」
- ▶ 法人火災共済保険のご案内 ——— 4
制度内容および契約までのお手続き関連

2018年新年を迎えて

理事長 神津 里季生



新年明けましておめでとうございます。本誌をご愛読いただいております皆さまには、健やかに新年を迎えられたことと存じます。また、日頃より当協会の諸活動にご理解とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

昨年は、シンクタンク事業活動の一つとして2大学で寄附講座を開講し、中央大学では「福祉と雇用のまちづくり」を、慶応義塾大学では「生活保障の再構築」をメインテーマに、学生に加えて一般の方々にも聴講いただきました。また、11月には当協会の研究会テーマの一つでもある「格差・貧困問題」を取り上げたシンポジウム『転げ落ちない社会へ』を400名近くの方々にご参加いただき、東京の全労済ホール/スペース・ゼロにて開催いたしました。一方、相互扶助事業においては、昨年も季節外れの台風が中部・関西地方を中心に大きな被害をもたらしましたが、当協会の「自治体提携慶弔共済保険」や「法人火災共済保険」が皆さまの暮らしや団体のお役に立つことができました。各種共済保険への取り組みに感謝申し上げます。

当協会の使命は、社会保障問題、雇用問題、少子・高齢社会対策など勤労者の生活・福祉をテーマとする「シンクタンク事業」と「相互扶助事業」を両輪に事業活動を総合的に展開することで、豊かな福祉社会づくりに貢献することです。日本はすでに人口減少と超少子高齢化が同時進行する局面にあり、このことは、少子化対策などの政策的対応が講じられようとも当面は避けられない課題であることを直視しなければなりません。社会保障をめぐることは、すべての世代が、安心して住みなれた地域で暮らしていくことができる、持続可能な社会保障制度の確立が急務です。同時に、子どもの貧困や生活に困窮する人が抱える課題に既存制度での対応が難しくなっている中で、困っている人に寄り添い伴走的な支援を実現すること、またそのような状況に陥ることのない包摂的でもに支え合う社会の構築を希求することが求められます。雇用・労働をめぐることは、いまや雇用労働者の約4割を占める非正規で働く労働者と正規労働者との間にある処遇格差、長時間労働の問題などに加え、人口構造の変化やIoT、ビッグデータ、AIなど予測することが困難な技術革新によって、生活環境だけでなく職場におけるこれからの「働き方」が問われています。当協会としても、一部の富める者だけでなく社会のすそ野に光をあてる事業に精力的に取り組む所存です。

本誌も皆さまからのアンケートを参考に6月号からリニューアルを行うとともに、新たにシンクタンク関連の記事を中心とした季刊誌「ウェルフェア」(全労済協会だより特別号)を夏号(7月)より創刊させていただきました。

2018年も社会の様々な動きに注目し、読者の皆さまに役立つ情報と当協会の活動について報告して参りますので、今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆さまのご健勝とご発展、ご多幸を心から祈念し年頭の挨拶とさせていただきます。

退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座開催報告

2017年11月20日・28日に、退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座を大阪にて開催しました。今年から、広く全般的な知識習得を目的とした「基礎研修会」と、より専門的な知識やコーディネーターとしての心得などを学ぶ「フォローアップ研修会」と2回にわけ実施し、労働組合の執行部の方などを中心に49名(基礎研修会：34名・フォローアップ研修会：15名)の方々にご参加いただきました(詳細は季刊誌にて報告します)。次回は2018年春に東京での開催を予定しています。

- ◆日時・場所：2017年11月20日(月) 10:00～17:20 基礎研修会 エル・おおさか(大阪)
- 11月28日(火) 14:00～17:00 フォローアップ研修会 エル・おおさか(大阪)

国際連帯活動としてバングラデシュ・モンゴルからの訪問団を受け入れました

当協会では国際連帯活動の一環として、公益財団法人 国際労働財団(JILAF)の実施する「労働組合指導者招へい事業」への活動支援を行っています。2017年6月～2017年12月の活動のひとつとしてバングラデシュ・モンゴルチーム11名(バングラデシュ7名、モンゴル4名)を受け入れて「相互扶助制度の検討に向けて」と題した全労済の事例を用いた日本の労働者共済の歴史と現状についての講義を実施しました(詳細は季刊誌にて報告します)。

- ◆日時・場所：2017年12月15日(金) 10:00～12:30 当協会会議室
- 対 象：バングラデシュ・モンゴルチーム11名
- 研 修 内 容：日本の労働者共済の歴史と現状 全労済の事例を中心に

全労済協会ホームページ新規掲載のご案内

当協会ホームページに次の情報を掲載しましたのでご案内いたします。

- 地方講演会「しずおかの地方創生」開催概要・講演録
- 書籍『格差社会への対抗』『転げ落ちない社会 困窮と孤立をふせぐ制度戦略』発行案内
- 「これからの働き方研究会」開催報告(第4回～第6回)
- 東京シンポジウム「転げ落ちない社会へ」採録記事

全労済協会からのお知らせ



- 当協会への電話でのお問い合わせについて
お問い合わせの内容別に担当部署への直通電話番号を設定しましたのでご利用ください。

お問い合わせの内容	直通電話番号	担当部署
シンポジウム・講演会・研究会等について	TEL 03-5333-5127	調査研究部
各種共済保険について	TEL 03-5333-5128	共済保険部
その他	TEL 03-5333-5126(代表)	経営管理部

【営業時間：土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15】

- 当面のスケジュール

日 時	内 容	備 考
2月14日(水)	上半期監事監査	
2月20日(火)	第162回理事会	上半期業務報告、中間決算報告 他

多様な働き方に関心が高まっています。そこで今回は柔軟な働き方と副業について考えます。

Q1.厚生労働省で検討会が行われているのですか。

A1. 昨年(2017年)10月に「柔軟な働き方に関する検討会」が厚生労働省労働基準局長及び雇用環境・均等局長のもとに設置され、テレワークや副業・兼業等の柔軟な働き方の環境整備のため、ガイドライン策定の検討が行われてきました。開催要綱の中で副業・兼業は「新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である」と位置づけられ、12月には「副業・兼業の促進に関するガイドライン(案)」が示されました。

それによれば、副業・兼業(以下「副業」)のニーズが高まっているが、多くの企業では副業を認めておらず、厚生労働省のモデル就業規則でも許可のない副業を禁止している。しかし、裁判例では労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは自由であり、例外的に職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務に反する場合等に制限が許される。副業は、労働者にとってはキャリア形成、自己実現、所得増加、将来の起業・転職の準備というメリット、企業にとっても新たな知識・情報、人脈による事業拡大につながるメリットがある。労働時間管理や健康管理に留意しつつ、副業を行える環境を整備することが重要である、と指摘されています。

Q2.副業は社会保険や労働保険などではどのように取り扱われるのですか。

A2. 本業と副業の双方で雇用契約にもとづく就業をしており、本業で社会保険・労働保険に既に加入しているケースを以下で考えてみます。

健康保険と厚生年金保険では、所定労働時間等にもとづき副業での被保険者資格の有無を判断します。つまり「副業事業所の通常の労働者と比較して、副業の週所定労働時間と月所定労働日数が3/4以上ある場合」、または、それに該当しないが「週所定労働時間が20時間以上あり、規模が501人以上もしくは加入を認める労使協定がある企業で、1年以上の雇用見込みがあり、賃金月額8.8万円以上などの場合」は、副業でも被保険者となります。この場合、被保険者はいずれかの年金事務所及び医療保険者を選択し、各事業所の報酬月額を合算して標準報酬月額が算定されます。そして各事業主は報酬で按分した保険料を納付します。

雇用保険については、副業の1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は被保険者とならず、また20時間以上で被保険者要件を満たせば、主たる賃金を受ける方の被保険者になります。

労災保険については、本業と副業の両方で加入しますが、休業補償給付など実際の給付の場面では、労災事故のあった事業所での賃金のみを基礎にして給付が行われます。従って、副業

中の労災で本業を休業しても低い補償しか受けられません。

なお、労働時間の管理については、事業主が異なる場合でも労働時間は通算され、その結果1日8時間、週40時間を超えて働かせた事業主に、時間外労働に対する割増賃金を支払う義務が生じます。例えば、午前9時から午後6時まで(休憩1時間)本業で8時間働く雇用労働者が、午前4時から午前6時まで2時間の副業(例えば新聞配達)を始めた場合、労働時間は暦日で管理するため本業の午後4時以降の勤務が時間外労働となり、本業の事業主に割増賃金の支払い義務が生じます。

Q3.働き方の改革について、今後どのような点に留意することが必要ですか。

A3. 日本能率協会が2017年9月から10月にリサーチモニター1000人(パート・アルバイトを除く)を対象に行った「働き方改革」意識調査によれば、「働き方改革と聞いてイメージすること」(複数回答)は、1位「有給が取りやすくなる」37.6%、2位「残業が減る」36.0%に対し、「副業・兼業がしやすくなる」は12位の15.8%でした。そして「あなたの職場では、今後どのようなことに重点をおいてほしいですか」(5つまで選択)との質問に対しては、「有給取得の奨励」33.0%、「長時間労働の是正」26.9%が1位2位を占め、女性に限れば「非正規社員から正社員への登用」26.3%との回答が「長時間労働の是正」を上回り、2位でした。つまり、安定した仕事と自由な時間を望む人が多いのです。

一方、この厚生労働省検討会資料によれば、本業の所得階層別(700万円まで100万円刻み、700万円以上1000万円未満、1000万円以上の計9区分)に副業を持つ人の割合をみると1000万円以上と200万円未満の計3区分では4.5～5.9%であるのに対し、200万円以上から1,000万円未満の計6区分では1.8～2.8%でした。ここからは、富裕層が副業でも活躍する一方で、200万円未満の収入のパートやアルバイトの方がやむを得ず副業をして、自分や扶養家族の生計を維持している傾向が伺えます。

これらをふまえると重要なことは、欧米を参考にしつつ最低賃金を今後も引き上げていくこと、残業を減らし有給休暇を取得しながら増えた自由な時間を活かすことであり、副業を促進することではないように思われます。AIの時代を見据えながら、社会人大学院や資格取得学校を含めたりカレント教育を促進することにより、本業でのスキルアップと生産性向上、賃金の上昇をめざし、あわせて将来の起業を準備すること、地域コミュニティの活動やプロボノ、つまり永年蓄積された知識・経験や資格・スキルを活かした社会貢献を促進することも重要なテーマだと思われます。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

法人火災共済保険のご案内 制度内容および契約までのお手続き関連

「個人の住宅」に対する火災保険(住宅総合保険)の必要性は広く認知されていますが、「法人や団体等の事務所」に対する保障(災害への備え)についてはいかがでしょうか?

当協会の「法人火災共済保険」について、主な制度内容と、契約までのお手続きに関するQ&Aを記載しましたので、ご参考にしていただければ幸いです。



Q: どのような法人であっても契約できるのでしょうか?

A: 当協会においてご契約者となれるのは、以下の団体です。

- ①労働組合とその連合会
- ②生活協同組合とその連合会
- ③労働金庫とその連合会
- ④中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、互助会

Q: 火災以外にも保障されると聞きましたが、保障の範囲はどこまでですか?

A: 火災の他に「落雷」、「破裂・爆発」、「航空機の墜落」、「風災等」、「水災」、「車両の飛び込み」、「盗難」が保険金の対象となっており、「失火見舞費用」、「残存物取片付け費用」に対する保険金、「地震等見舞金」まで幅広い保障があります。それぞれの保険金のお支払限度額等の詳細については、当協会のHPをご覧ください。

Q: 法人所有の建物があり大型の保障が必要ですが、契約限度額はいくらですか?

A: 建物の構造および面積によって限度額が異なりますが、「鉄筋コンクリート」は12億円、「耐火鉄骨」は10億円、「鉄骨」は4億円、「木造」は7,200万円(いずれも1棟あたり)となっています。

一般物件、住宅物件、建物、動産それぞれの契約基準額等の詳細については、当協会のHPをご覧ください。

<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/mutual/officeguard/>

Q: 賃貸物件に入居していますが、動産のみの契約はできますか?

A: 動産のみのご契約も可能です。貸事務所に入居、または、事業主所有の建物の一部を貸与されている団体さまから、動産(TV・パソコン・FAX・冷蔵庫・デスク・椅子・キャビネット等の什器・備品)のみのご契約を多数いただいております。なお、リース等の借りている動産は保障の対象外です。

Q: 保険料はいくらでしょうか?

A: 保険料は、物件所在地(都道府県)、建物の構造によって異なりますが、例えば、中央エリア(茨城県～静岡県)で鉄筋コンクリートの場合には、10万円あたり年間保険料は22円です。このため、500万円の動産契約の場合には、年間1,100円とリーズナブルな保険料で災害へ備えることができます。

長期契約(2年契約・3年契約)をしていただきますと、さらに割安な保険料となります。

保険料のお見積もりは簡単にできますので、当協会の 共済保険部 03-5333-5128 までお問合せください。

Q: 契約に必要な書類や手続き方法を教えてください。

A: 建物の構造および面積がわかる書類(不動産売買契約書・建築確認申請書・確認済証・登記簿謄本・重要事項説明書・賃貸契約書等)のコピーをご用意ください。申込書は、当協会にて作成して郵送いたします。

保険料の払込方法をご選択いただき、保険料は保険証券がお手元に届いてから「後払い」方式です。

Monthly Note (全労済協会だより) vol.132 2018年1月

発行: **全労済協会**

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人: 神津 里季生 編集責任者: 柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421

<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)

各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)